353	2	ガラス製又は陶製容器	1 ℓ	5 ℓ			
		プラスチック製容器	5 ℓ				
		金属製容器	5 ℓ				
354	3	ガラス製又は陶製容器	2.5 ℓ	5 ℓ		5 ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	5 ℓ				
		金属製容器	5 ℓ				
355	3	ガラス製又は陶製容器	2.5 ℓ	60 ℓ		60 ℓ	
		プラスチック製容器	10 ℓ				
		金属製容器	10 ℓ				

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、吸収材を詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
3）等級が3の輸送許容物件の場合であって副次危険性として腐食性を有する場合、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
4）「複合容器」は、6HA1，6HA2，6HB1，6HB2，6HC，6HD1，6HD2，6HG1，6HG2，6HH1，6HH2を示す。(以下本備考において同じ。)

「360」、「361」、「362」、「363」、「364」、「365」及び「366」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				単一容器又は複合容器	
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
360	1	ガラス製又は陶製容器	1 ℓ	2.5 ℓ	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，3N2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	2.5 ℓ	1A1，1B1，1N1，3A1，3B1，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	2.5 ℓ				
361	1	ガラス製又は陶製容器	1 ℓ	30 ℓ		30 ℓ	
		プラスチック製容器	—				
		金属製容器	5 ℓ				
362	2	ガラス製又は陶製容器	1 ℓ	5 ℓ		5 ℓ	1A1，1B1，1H1，1N1，3A1，3B1，3H1，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	1 ℓ				
		金属製容器	1 ℓ				
363	2	ガラス製又は陶製容器	2.5 ℓ	5 ℓ		5 ℓ	
		プラスチック製容器	2.5 ℓ				
		金属製容器	5 ℓ				
364	2	ガラス製又は陶製容器	2.5 ℓ	60 ℓ		60 ℓ	
		プラスチック製容器	5 ℓ				
		金属製容器	10 ℓ				
365	3	ガラス製又は陶製容器	5 ℓ	60 ℓ		60 ℓ	1A1，1A2，1B1，1B2，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，複合容器，シリンダー
		プラスチック製容器	10 ℓ				
		金属製容器	25 ℓ				
366	3	ガラス製又は陶製容器	5 ℓ	220 ℓ		220 ℓ	
		プラスチック製容器	10 ℓ				
		金属製容器	25 ℓ				

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が1の輸送許容物件の場合、内装容器は、吸収材を詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。
3）等級が3の輸送許容物件の場合であって副次危険性として腐食性を有する場合、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「370」は、次の容器及び包装等を示す。

内容物	組合せ容器			
	内装容器	内装容器当たりの許容容量又は許容質量	包装物当たりの許容質量	外装容器
液体の活性剤（有機過酸化物）	プラスチック製容器（チューブを含む。）	125㎖	5kg	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2
	金属製容器（チューブを含む。）	125㎖		
固体の活性剤（有機過酸化物）	プラスチック製容器（チューブを含む。）	500ｇ		
	金属製容器（チューブを含む。）	500ｇ		